

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（4月17日（土）以降）

1 要請を開始する日

令和3年4月17日（土）

2 要請する区域

群馬県内全域

3 ガイドライン警戒度

警戒度「3」：前橋市、伊勢崎市、太田市、大泉町

警戒度「2」：高崎市、桐生市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町

【参考】ガイドラインにおける「4段階の警戒度と行動基準」

＜4段階の警戒度と行動基準＞						
警戒度	個人			事業者		【参考】学校
	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	×	×	×	・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止	テレワーク(7割目標)、時差出勤等を強く推奨	・感染状況等に応じて学校単位もしくは地域や全県で休業等(部活自粛)
3	△	△	△ 別表による	・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止	テレワーク(5割目標)、時差出勤等を推奨	・学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等(部活一部制限) ただし感染状況等によっては通常登校
2	△	感染拡大都道府県は注意(特に拡大している場合は慎重に判断)	△ 別表による	・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨)	テレワーク(3割目標)、時差出勤等を推奨	通常登校 ただし感染状況等に応じて学校単位で分散登校等
1	○		△ 別表による		テレワーク、時差出勤等を推奨	通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底
 ※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

※具体的には4以降の要請をご確認ください。